(三) 特定資産の譲渡人による重要事項の告知義務の廃止
特定資産の譲渡人による特定目的会社に対する重要事項の告知義務を廃止することとした。（第一九九条関係）
(四) 資金の借入れに係る規制の見直し
特定目的会社の資金の借入れについて、特定目的借入れの使途制限の撤廃等を行うこととした。（第二一〇条及び第二一一条関係）
3 資産流動化の応用スキームの促進
特定目的信託における社債的受益権（あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権）の発行要件について、他の種類の受益権の発行義務の廃止等を行うこととした。（第二三〇条第一項関係）
八 特定融資枠契約に関する法律の一部改正関係
特定融資枠契約の適用対象に、純資産一〇億円超の株式会社、大会社等の子会社、純資産の額が一〇億円を超える者等に相当する外国会社、金融機関（証券会社・貸金業者等）、資産流動化のための合同会社等を追加することとした。（第二条関係）
九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇航空法の一部を改正する法律（法律第五〇号）

（国土交通省）
1 准定期運送用操縦士の資格の創設
(一) 航空従事者技能証明（以下「技能証明」という。）の資格に、准定期運送用操縦士の資格を設けることとした。（第二四条関係）
(二) 准定期運送用操縦士の資格に係る業務範囲を、航空機に乗り組んで、機長以外の操縦者として、構造上、その操縦のために二人を要する航空機の操縦を行うこと等とすることとした。（別表関係）
2 操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設
(一) 定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士又は准定期運送用操縦士の資格についての技能証明（以下「操縦技能証明」という。）を有する者は、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であってその維持について確認することが特に必要であるもの（以下「特定操縦技能」という。）を有するかどうかについて、操縦技能審査員（特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験、知識及び能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者をいう。）の審査を受け、これに合格していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について次に掲げる行為を行ってはならないこととした。この場合において、当該審査は、当該行為を行う日前国土交通省令で定める期間内に受けたものでなければならないこととした。（第七一条の三第一項関係）
(1) 航空機に乗り組んで行うその操縦
(2) 第三五条第一項各号又は第七一条の四第一項の操縦の練習の監督
(3) 第三五条の二第一項の計器飛行等の練習の監督
(二) (一)は、(一)の期間内に国土交通省令で定める方法により特定操縦技能を有することが確認された場合又は国土交通大臣がやむを得ない事由があると認めて許可した場合には、適用しないこととした。（第七一条の三第二項関係）
(三) (一)は、操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者で(一)の期間内に(一)の規定による審査に合格していないものが当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機に乗り組んで行う操縦の練習のために行う操縦であって、当該操縦の練習が機長として当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者の監督（機長として当該航空機を操縦することができる技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合にあっては、機長として当該航空機を操縦することができる知識及び能力を有すると認めて国土交通大臣が指定した者の監督）の下に行われるものについては、適用しないこととした。（第七一条の四第一項関係）
3 航空身体検査証明の有効期間の適正化
航空身体検査証明の有効期間は、当該航空身体検査証明を受ける者が有する技能証明の資格ごとに、その者の年齢及び心身の状態並びにその者が乗り組む航空機の運航の態様に応じて、国土交通省令で定める期間とすることとした。（第三二条関係）
4 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇非訟事件手続法（法律第五一号）（法務省）

一 総則
この法律の趣旨及び最高裁判所規則への委任に関する規定を設けることとした。（第一条及び第二条関係）
二 非訟事件の手続の通則
1 総則
「二 非訟事件の手続の通則」の適用範囲並びに裁判所及び当事者の責務に関する規定を設けることとした。（第三条及び第四条関係）
2 非訟事件に共通する手続
(一) 管轄について、管轄が住所地により定まる場合の管轄裁判所、優先管轄等、管轄裁判所の指定、管轄裁判所の特例、管轄の標準時及び移送等に関する民事訴訟法の準用等に関する規定を設けることとした。（第五条～第一〇条関係）
(二) 裁判所職員の除斥及び忌避について、裁判官の除斥、裁判官の忌避、除斥又は忌避の裁判及び手続の停止、裁判所書記官の除斥及び忌避並びに専門委員の除斥及び忌避に関する規定を設けることとした。（第一一条～第一五条関係）
(三) 当事者能力及び手続行為能力について、その原則等、特別代理人、法定代理権の消滅の通知及び法人の代表者等への準用に関する規定を設けることとした。（第一六条～第一九条関係）
(四) 参加について、当事者参加及び利害関係参加に関する規定を設けることとした。（第二〇条及び第二一条関係）
(五) 手続代理人及び補佐人について、手続代理人の資格、手続代理人の代理権の範囲、法定代理の規定及び民事訴訟法の準用並びに補佐人に関する規定を設けることとした。（第二二条～第二五条関係）
(六) 手続費用について、手続費用の負担、手続費用の立替え、手続費用に関する民事訴訟法の準用等及び手続上の救助に関する規定を設けることとした。（第二六条～第二九条関係）
(七) 非訟事件の審理等について、手続の非公開、調書の作成等、記録の閲覧等、専門委員、期日及び期間、手続の併合等、受継、送達及び手続の中止、裁判所書記官の処分に対する異議並びに検察官の関与に関する規定を設けることとした。（第三〇条～第四〇条関係）
(八) 裁判所その他の官庁、検察官又は吏員による検察官に対する通知に関する規定を設けることとした。（第四一条関係）
(九) 電子情報処理組織による申立て等について、民事訴訟法の準用等に関する規定を設けることとした。（第四二条関係）
3
(一) 非訟事件の申立てについて、申立ての方式等及び申立ての変更に関する規定を設けることとした。（第四三条及び第四四条関係）
(二) 非訟事件の手続の期日について、裁判長の手続指揮権、受命裁判官による手続、音声の送受信による通話の方法による手続及び通訳人の立会い等その他の措置に関する規定を設けることとした。（第四五条～第四八条関係）
(三) 事実の調査及び証拠調べについて、裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをしなければならないものとするとともに、当事者の責務、疎明、事実の調査の嘱託等、事実の調査の通知及び証拠調べに関する規定を設けることとした。（第四九条～第五三条関係）